部長及び参事官
殿
所　　属　　長

科 研 発 第 ４ 号
（刑 企 、 鑑 識 ）
令和８年２月27日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

犯罪鑑識官が行うＤＮＡ型鑑定の鑑定嘱託に係る留意事項等について
（通達乙）

見出しの件については、「警察庁におけるＤＮＡ型鑑定業務上の鑑定嘱託に係る留意事項等について（通達乙）」（令和６年５月７日科研発第30号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、今後は、別添のとおり運用することとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

犯罪鑑識官が行うＤＮＡ型鑑定の鑑定嘱託に係る留意事項等について

１　鑑定嘱託の対象となる資料

犯罪鑑識官が行うＤＮＡ型鑑定業務の対象となる資料は、「ＤＮＡ型鑑定の運用に関する指針について（通達乙）」（令和６年５月７日科研発第29号。以下「指針」という。）５(1)イに示す被疑者から任意提出を受けた口腔内細胞のうち、科捜研から配付する専用の口腔内細胞採取キット（以下「採取キット」という。）で採取されたもの（以下「鑑定資料」という。）に限る。

２　鑑定資料に係る留意事項

(1)　採取キットの取扱い

ア　保管等

採取キットは、直射日光が当たる場所や高温多湿となる場所を避けて保管し、圧迫、摩擦等により同キットの包装袋等を破損させないこと。

イ　使用前の確認

採取キットを使用する際は、同キットの包装袋に表示されている使用期限や破損の有無を確認し、使用期限が経過したものや包装袋等が破損しているものは使用しないこと。また、採取キットに同封されたマニュアルをよく確認し、鑑定資料の汚染防止及び同一性の確保に努めること。

ウ　廃棄

使用後の採取キット（ＦＴＡカードを除く。）は、県本部の事件担当所属又は署（以下「署等」という。）において適正に廃棄すること。

(2)　鑑定資料の提出を受ける際の留意事項

被疑者から提出を受ける口腔内細胞について、採取キットを用いた場合はＤＮＡ型鑑定に必要な分だけ採取するため、証拠物として保管又は還付すべき残余資料は生じない。

このため、被疑者には、あらかじめ、残余資料は生じない旨の説明を行った上で、「「司法警察職員捜査書類基本書式例」の特例の制定について」の一部改正について（通知）」（令和３年３月17日刑企発第92号）に示されている「口腔内細胞に係る任意提出・ＤＮＡ型鑑定承諾・所有権放棄書」（以下「特例様式」という。）を徴すること。

なお、ＦＴＡカードは、鑑定終了後、犯罪鑑識官において廃棄するものとされている。

(3)　捜査員に対する指導・教養の徹底

科捜研所長は、鑑定資料の汚染防止及び同一性の確保を図るため、鑑定資料を取り扱う警察官に対し、採取キットの使用要領及び(2)の留意事項につ

いて、指導・教養を徹底すること。

3　速やかな鑑定嘱託

署等の所属長又は署長（以下「署長等」という。）は、鑑定資料採取後、速やかに鑑定嘱託すること。

なお、短期間で鑑定結果を必要とする場合は、科捜研所長と協議の上、同所への鑑定嘱託を検討すること。

4　嘱託方法

署長等は、犯罪鑑識官に対して鑑定嘱託するときには、郵送用の封筒に、5(1)から(3)までに掲げる送付資料を同封の上、送付すること。

5　送付資料

(1)　鑑定嘱託書

(2)　ＤＮＡ型鑑定事務連絡表

(3)　採取キットに同封された専用の収納袋に封入した鑑定資料

6　鑑定嘱託書及びＤＮＡ型鑑定事務連絡表の作成に関する留意事項

(1)　鑑定嘱託書及びＤＮＡ型鑑定事務連絡表の作成

署長等は、科捜研所長が配付する最新の「鑑定嘱託書等作成支援ソフト」を用いて別添資料１及び２に定める様式で作成すること。

(2)　その他

ア　署長等は、作成した鑑定嘱託書及びＤＮＡ型鑑定事務連絡表に記載漏れや誤記等がないか確実に点検・確認を行った上で鑑定嘱託すること。

イ　「鑑定嘱託書等作成支援ソフト」を用いて作成する鑑定嘱託書には、鑑定資料の同一性を確保するため、鑑定資料名の欄に口腔内細胞を付着させたＦＴＡカードのバーコード番号を併せて記載すること。また、特例様式の１の欄にもバーコード番号を併せて記載すること。

【記載例】

私の口腔内細胞若干

（カード番号ＮＰＡ〇〇〇〇〇〇〇に付着させた被疑者〇〇〇〇のもの）

を任意に提出します。

7　鑑定嘱託書等の郵送に関する留意事項

(1)　郵送用の封筒は、科捜研所長が配付する印刷用データを利用して封筒の印刷を行い、差出人（住所、所属、担当者名等）を明記すること。

(2)　複数の送付資料を一つの封筒で郵送する場合は、封筒表面に鑑定嘱託件数を明記するとともに、鑑定嘱託別に小分けにして同封するなど、送付資料の紛失や混在を防止するための措置を講じること。

(3)　送付資料は、簡易書留郵便により送付し、発送の際は、問合せ番号等が記載された受領証を確実に受領すること。

８　鑑定資料等の返送

(1)　犯罪鑑識官では、鑑定嘱託を受け付ける際、書類等の不足、誤記及び鑑定資料の取り違えの有無を確認し、送付資料に不備があり返送すべきと判断した場合は、その理由を記載した返送書と共に、送付資料も全て返送することとされている。

なお、返送した鑑定資料は、未鑑定の資料であるため、返送理由となった不備を修正した上で、再度、犯罪鑑識官に対して鑑定嘱託を行うなど適正に取り扱うこと。

(2)　犯罪鑑識官において鑑定資料が収納されている袋を開封した結果、不備を認め返送したものについては、同資料を再度鑑定することはできないものとされているため、鑑定の必要がある場合は、改めて被疑者から口腔内細胞の提出を受けるなど適正な措置を講じること。

９　鑑定結果の通知

犯罪鑑識官が、ＤＮＡ型鑑定を行い作成した鑑定書は、当該鑑定に係る嘱託を行った署長等に簡易書留郵便により送付するものとされている。

10　鑑定書等の取扱い及び保管

犯罪鑑識官から送付を受けた鑑定書には個人情報が含まれているため、署長等は、指針６に基づき適正に取り扱うとともに、公判等に備えて適切に保管しておくこと。

11　警察共通基盤システムによるＤＮＡ型照会業務に必要な情報の提供等

(1)　署長等は、「警察共通基盤システムによるＤＮＡ型照会業務実施細則の制定について」（令和６年２月28日付け科研発第13号。以下「実施細則」という。）第２の４に基づき、犯罪鑑識官に対して鑑定嘱託したときには、当該嘱託に係る鑑定嘱託書の控え及びＤＮＡ型鑑定事務連絡表の控え（以下「鑑定嘱託書等控え」という。）を科捜研所長に送付すること。

(2)　科捜研所長は、署長等から提供を受けた鑑定嘱託書等控えの資料に基づき、実施細則第６に定める「対照結果の確認等」、第８に定める「被疑者ＤＮＡ型記録及び遺留ＤＮＡ型記録の訂正」及び第９に定める「被疑者ＤＮＡ型記録及び遺留ＤＮＡ型記録の抹消」に係る業務について、正確性をもって実施すること。

別添資料１

様式第2号(刑訴第223条)

鑑 定 嘱 託 書

号
年　　月　　日

警察庁刑事局犯罪鑑識官　殿

司法警察員

被疑事件名	
犯罪の日時	
犯罪の場所	
被　疑　者	住居 氏名 (　歳)　　ほか　名
鑑定資料(名称・個数)	口腔内細胞(カード番号NPA　　に付着させた被疑者　　のもの)　若干
鑑定事項	資料のDNA型
採取年月日	
鑑定資料の採取状況	被疑者　　が口腔内細胞採取キット(カード番号NPA　　)を使用して自己の口腔内細胞を採取し、これを任意提出した。
その他参考事項	

別添資料２

DNA型鑑定事務連絡表

年　　月　　日

警察庁刑事局犯罪鑑識官　殿

(押印不要)

1	嘱託所属・住所	〒		―				
		住所						
		所属						
2	取扱責任者	所属						
		部門						
		階級		氏名		警電		
3	捜査目的							
4	検挙被疑者の人定	氏名（漢字）						
5		氏名（カナ）						
6		生年月日						
7		性別						
8	犯歴番号							
9	検挙年月日							
10	検挙事件の罪名等							
11	検挙事件の手口							
12	資料の種類	口腔内細胞						
13	身柄区分							
14	備考							